

文部科学省科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会原子力分野の研究開発に関する委員会報告書「R I・研究所等廃棄物（浅地中処分相当）処分の実現に向けた取り組みについて」について

平成18年10月10日
原子力委員会

原子力委員会は、平成18年10月3日、文部科学省科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会原子力分野の研究開発に関する委員会が取りまとめた「R I・研究所等廃棄物（浅地中処分相当）処分の実現に向けた取り組みについて」と題する報告書（以下、「本報告書」という。）について、文部科学省より報告を受けた。

本報告書は、原子力政策大綱に示された基本方針を踏まえて、安全規制制度の整備が進んできている浅地中処分相当のR I・研究所等廃棄物（以下、「当該廃棄物」という。）の処分の実現に向けて、処分事業等の実施体制、処分費用の確保方策、国民の理解促進及び立地地域との共生方策、安全規制及び研究開発の各項目について、関係者が取り組むべき事項を具体的に示しており、当委員会は、その内容は積年の課題の一つである当該廃棄物の処分の実施に向けて大きな前進をもたらすことができるものであると評価する。

当委員会は、今後速やかに開始されるべきこの処分事業を、原子力の研究、開発及び利用に関する活動に支障を与えることなく安定的に遂行していくことができるためには、必要な費用の積み立てをできるだけ早い段階から着実にやっていくことが極めて重要なので、本報告書に示された処分費用の確保方策は早急に実施されることが適切と考える。また、当該廃棄物の処分に向けて、文部科学省においてはこの処分費用の確保方策と併せて処分事業の実施体制を、独立行政法人日本原子力研究開発機構を始めとする関係機関においては報告書に示された必要な取組を実施するための体制を、それぞれ遅滞なく整備することが重要と考える。

さらに、当委員会は、R I・研究所等廃棄物の処理・処分に関して、3R（リデュース、リユース及びリサイクル）を追求していく観点から効果的な研究開発が継続的に進められることや、上述の浅地中処分相当の廃棄物以外の廃棄物についても、今後の安全規制に関する検討状況を踏まえつつ、具体的な処分に向けた取組の検討が遅滞なく進められることも重要と考える。

以上